

マサチューセッツ州統合教育法（1855年） の歴史的意義

— 近代化される移民、「近代化」をめざす黒人 —

大 森 一 輝

はじめに

マサチューセッツ州議会が1855年に制定した、公教育における人種・宗教的差別を禁止する統合教育法⁽¹⁾は、アンテ・ベラム期黒人解放運動が獲得した最大の成果のひとつだと、一般には、理解されている。⁽²⁾しかしながら、産業化の進展に伴い、単純労働力として大量に移民が流入しつつあったという1840～50年代のマサチューセッツの社会状況を考慮に入れば、話はそれほど単純ではなくなる。州都の人口の過半数が外国生まれの移民によって占められる⁽³⁾という事態のなかで、公教育は移民に対して、そしてまた黒人に対して、いったいどのような役割を果たすことを期待されていたのか。当局的教育政策のなかでこの統合法はいったいかなる位置を占めるのか。そのことを問うこと、つまり、なぜ1855年に統合法が成立し得たかを問うことで、同法の本来的な意味を明らかにすることが本稿の目的である。また、あわせて、この法律を支持した奴隷制廃止論者・黒人コミュニティー指導層の論理を追い、そこに内在する問題を抽出することで、その後の黒人解放運動の停滞の理由の一端をも探りたいと思う。

1. 公教育の理念と移民

19世紀前半に急速に拡大した公教育制度は、当初より社会統制的な役割を負わされていた。社会史家カツツによれば、この時代の公教育は、犯罪・貧困や文化的異質性の増大といった問題に対処し、労働者の規律訓練に資することを強く求められていた。⁽⁴⁾産業革命の先進地マサチューセッツでアメリカ公教育の基礎がつくられ、都市化・産業化の進展と公教育の発展が歩調を合わせてい

たのも故なしとしない。アメリカ公教育の父とされるマサチューセッツ州初代教育長（在職：1837—1848年）ホーレス・マンは、州教育委員会に対する『第五・年次報告書』（1841年）において、教育が労働者の生産性を向上させるということを力説し、その証拠として多くの実業家の証言を紹介しているが、ここでは、「教育のある労働者ももっとも利潤をあげ」、「より高い教育を受けた労働者」のほうが「立派な徳を備え、態度は秩序正しく丁寧で、会社の定める…諸規定をよく守る」ことが紹介されている。⁽⁵⁾実際、規律訓練、具体的には時間厳守と規則的な就学は、この時期各地の教育委員会の報告書に見られる大目標であった。⁽⁶⁾このように、マンは、公教育を質の高い労働力の再生産の手段ととらえていたが、その一方で、実際に教育を受ける労働者たちに対しては、貧困から脱却する唯一の手段としての教育の重要性を説き、子弟を学校に通わせるように熱心に説いた。彼は言う。「教育こそが、人間が考え出したものすべてのうちで、生活条件を改善し平等化するもっとも大きな力となるものなのです。…私が言いたいのは、教育は個々人に独立心と上昇の手段を与えるということです。…教育は貧乏人から金持ちに対する敵愾心を取り除くのではなく、貧乏になること自体を防止するのです。…もし、教育がすべての人におよべば、それによって、とりわけ、世の中の人為的な区別を拭い去ることができるでしょう。」⁽⁷⁾こうしたマンの、自身の経験に裏打ちされた⁽⁸⁾「情熱」は、1840年代の後半になって本格的に試されることになる。

アイルランドでの1845年以降の馬鈴薯の大飢饉を期に、40年代の後半から50年代前半にかけて大量のアイルランド系移民が合衆国にやって来たが、彼らの大多数はニューヨークかボストンに上陸した。マサチューセッツ州は、その結果、全米屈指のアイルランド系移民集中州となり、1855年のボストンにいたっては、総人口の実に4割以上をアイルランド系移民だけで占めるようになる。⁽⁹⁾彼らは、一般に、家族的鞏帯と教会を中心とするコミュニティーの結束が強く、公立学校をカソリックの信仰心と両親に対する敬意とを弱めるものとして非難していた。⁽¹⁰⁾といっても、彼らは、必ずしも、教育それ自体に無関心だったわけではない。ボストンのカソリック司祭フェンウィックが言うように、彼らが「もっとも望んで」いたのは、「税金を払っているのに当局がプロテスタントの学校しか作らないので、結局学校にも行かずボストンの通りを駆け回っているカソリックの子供たちに、教育を施すこと」であった。というのも、そうしな

ければ自分たちの文化的伝統は守れず、「いくら教会を建ててももはや無意味」になってしまうからである。⁽¹¹⁾しかし、マンをはじめとする教育行政側は、そうしたアイルランド的文化を逸脱とみなし、その矯正を自らの使命だと感じるようになる。ここに、移民教育が重要な課題として登場するのである。

2. 教育行政担当者の移民教育観

子どもたちを学校へやらないアイルランド系の親たちは、教育行政担当者の目には、無知で教育の効果を理解できない愚か者と映った。しかも、貧しいアイルランド人たちは、「故郷では安くこき使われ、社会の最下層に押し留められていたがために、多くの場合、勤勉・節制・儉約といった単純な道徳さえも身につけていなく、ドイツ人やアメリカ人であれば、施しにすぎることを潔しとせず、いかに賃金が安くとも朝から晩まで懸命に働こうとするのに対して、彼らの場合には、そういった健全な自尊心というものが、文字どおり、打ち砕かれてしまっている」と思われていた。⁽¹²⁾また、その子どもたちも、「躰が悪く、無教養で、どうしようもなく生意気で強情な、しかも、無知な祖先から何世紀にもわたって愚かさを受け継いできた…動物的存在」とみなされていたのである。⁽¹³⁾しかし、少なくとも子どもたちのほうは、「自尊心が破壊された」粗野で怠惰な親からできるだけ早く引き離し、適切な教育を施すことで「救済」がまだ可能であり、また、そうすることが緊急に必要だと考えられていた。ただ、その場合も問題となるのは親の態度であった。というのも、「非常に多くの場合、アイルランド人の親というのは子供たちの保護者としては不適切」で、そうした親に「任せてしまったら、子供たちは怠惰で、勝手に、浮浪者のようになってしまい、その結果、親よりも社会に対して害悪を及ぼすように」なり、「公立学校に行く代わりに、刑務所や感化院や救貧院に行くことになる」からである。それ故、アイルランド系子弟の教育は、「強制しなければ達成され得」ないものであり、「子供たちは、集めて学校へ送りこまなければ」ならなかった。もし「それに抵抗したり阻止しようとする者」があれば、「親であれ可祭であれ、責任を問うて処罰しなければ」ならない。⁽¹⁴⁾

こうした考え方を背景に、1852年、マサチューセッツ州議会は、学齡児童の就学義務を明記し、違反した場合の保護者への罰則規定を含む、合衆国最初の義務教育法を可決したのである。⁽¹⁵⁾しかも、経済史家フィールドの研究によれ

ば、この時期のマサチューセッツでは、各都市のアイランド系人口の割合と教育委員会の定める一学年の規定授業日数との間には強い相関関係が認められる。⁽¹⁶⁾移民教育がいかに重要視されていたかがこのことからうかがえるが、実際にはアイランド系子弟の出席率はきわめて低く、そこに、公立学校による文化的同化強制に強く反発していた彼らの精一杯の抵抗を見ることができ

〈統合教育法の成立〉

もちろん、彼らの子どもたちの出席率が低かったのには経済的理由もあった。多くが貧窮していたアイランド系家庭では、子供は貴重な稼ぎ手でもあったからである。⁽¹⁷⁾だが、理由は決してそれだけではなかった。彼らは、早くからポストン・エリートたちの自文化中心主義（エスノセントリズム）の「欺瞞」に気づいていた。アイランド系新聞『ポストン・パイロット』は言う。

「この世でもっとも排他的で狭量な人々が、外国人は自分たちと交わったり、協力しようとしなないなどと嘆くのを聞くのは、まったく驚くべきことで冗談にもならない。猟師が、獲物がちゃんと来てくれないから弾が当たらないんだと言っているようなものである。アイランド人が、そういった輩の言うなりになれば自分たちは破滅するというのを、彼らと交わればかならず従属的な立場に置かれるということを、知らないともいうのか？ ヤンキーは、ハンターが鹿を見るようにしか、外国人のことを考えていないということを示すあり余るほどの実例を、われわれが持っていないともいうのか？」⁽¹⁸⁾

こうした不信感容易に消えず、52年の義務教育法以後もアイランド系児童の就学率は頭打ちであった。しかも、移民は、絶対数・割合ともに、その増加の傾向にいまだ衰えをみせていなかった。「教育」を必要とするアイランド系の子どもたちは街に溢れていた。彼らを「手当たり次第にかき集め」て学校に送り込むことこそ自分たちの責務だと考えていた教育行政担当者たちは、こうしたアイランド系の反発を懐柔するための「何か」を求めていた。自分たちは、宗教の相違にかかわらず（というより、実は、それ故に、であったのだ

が）、アイルランド系の子どもたちを、喜んで「平等」に「教育」するつもりであるということを示す何かを。⁽¹⁹⁾

このような文脈に置いてみれば、55年の統合教育法のなかの、入学に際して「宗教的見解」による区別を行なわないという文言は、明らかに、カソリックであるアイルランド系を意識して挿入されたものだと考えられる。⁽²⁰⁾確かに、55年統合教育法は、それまでの15年におよぶ、人種別学校の廃止を求める黒人たちの持続的な運動の成果ではあった。⁽²¹⁾しかしながら、この法律がこの時期に制定されたのは、まさにこの年に、反移民を綱領とし、移民を「アメリカ化」(“Americanize America”) することを目指したノー・ナッシング党が州議会の上下両院を制覇したことに如実に現われているように⁽²²⁾、アイルランド系移民の大量流入がある種の社会不安を引き起こしていたためである。そうでなければ、黒人側の運動の統合を求める論理がそれまでと同じであったにもかかわらず、この時期になって突然、統合が受け入れられるようになったことの説明がつかない。⁽²³⁾

産業化を推進し、そうした観点から教育行政を行っていたボストン・エリートと、小生産者的な独立自営の世界への回帰的指向をもつ55年議会のノー・ナッシング議員との間には、理想とする社会像という点での相違はあったにせよ、両者は、規則と時間を守る従順で「有能」な労働力を育成するためであれ、貧民を経済的に自立させることで社会問題の解決をはかるためであれ、移民に勤勉・儉約といった徳目を教え込まなければならないという点では一致していた。⁽²⁴⁾そうすることで社会の発展と安定をはかるには、公立学校が、アメリカ的体制に移民を文化的に同化させる役割を果たさなければならない。そのためには、学校が実際に移民の子弟を引き寄せなければ意味がなかった。統合法が可決された55年議会では下院議員として同法を審議し、その後マサチューセッツにおける共和党の創設に参与、戦後は連邦下院議員を経て州知事を務めたウィリアム・ウォッシュバーンの言葉は、こうした事情を雄弁に物語っている。もし移民たちが公立学校に通わなければ、「どうやって彼らを教育し、アメリカ市民と同じような意欲や目的をもたせられるというのか？…様々な人々がいるが、それらの人々はすべてひとつに溶け合い、全体として調和のとれた集団にならなければならない。』⁽²⁵⁾そのための義務教育法であり、それを補完するための統合教育法だったのである。問題は、まさに「人種や膚の色」ではなく階層、

つまり、社会の底辺に巢食う移民たちであり、彼らの間に貧困と無秩序を蔓延させる文化的異質性であった。そうであれば、この時期、等しく社会の最下層を形成すべき者とみなされていたアイルランド系移民と黒人の間では人種区分が意味をなさなかつたとしても不思議はない。⁽²⁶⁾実際、エリート層は私立の学校で自分たちの子弟を教育していたため、統合法が通っても人種共学を実際に経験する心配はなかつた。⁽²⁷⁾黒人と机を並べるようになったのは、多くのアイルランド系を含む中・下層労働者の子どもたちであり、教育行政側にとっては一括して扱って何ら困るような層ではなかつた。むしろ、管理が楽になり、かえって効率も上がるようになったのである。⁽²⁸⁾

黒人たちの要求は、移民対策に頭を悩ませていた教育行政当局に逆手に取られ、結果として、公教育制度の民衆統制的側面の強化を意図する法律として結実した。⁽²⁹⁾こうした、貧困は個々人の責任であり、それは教育による生活態度の矯正で克服し得るという考え方は、その後構造的な差別とたたかっていたいかなければならない黒人たちに対してきわめて抑圧的に作用するのだが、統合法を、成功のための技能・態度の獲得の機会を保証するものととらえていたのは、他ならぬ奴隷制廃止論者たちであった。

3. 奴隷制廃止論者の黒人教育観

奴隷制廃止論者たちの考え方は、きわめて近代的・業績主義的であり、彼らは、本人たちの意図にかかわらず、客観的には、産業化を思想的に準備・擁護していた。⁽³⁰⁾自己統制によって節約・勤勉といった徳目を身につけた者が自由な労働者として公正な競争に参加するといった社会観は、黒人の直面する問題に対しては、機会の平等と自助努力の称揚という形をとって現われる。ボストンの統合闘争を一貫して支援していたギャリソンの指導のもと結成されたアメリカ奴隷制反対協会が、その設立時に宣言したように、平等な権利の行使を認められるべきなのは、すべての黒人ではなく、「要求される資格を満たす」すべての黒人にすぎなかつたし、白人と対等につきあえるのは、白人と同じように「有徳で知的な」黒人に限られていた。⁽³¹⁾ギャリソン派の廃止論者で、ボストンを拠点とするニューイングランド奴隷制反対協会の中心メンバーだったサミュエル・メイがいみじくも言ったように、彼ら「奴隷制廃止論者は、無知な黒人を賢者として、不道德な黒人を徳の高い人物として、あるいは貧乏な黒人を

金持ちであるかのように扱え、などということを要求したり望んだり」していたわけではなかった。彼らが望んでいたのは、「黒人もできるかぎり賢く、道徳的で、金持ちになることを認められ、そうするよう励まされ、助けられるべきであり、彼らがなし得たことを素直に認め、それ相応に扱ってやるべきだということにすぎな」かったのである。⁽³²⁾ そのためには、「地位・財産・知性にいたる道は、白人に対してと同様に広く開かれていなければ」ならなかった。⁽³³⁾ そうすれば、黒人も公正な競争に参加できる。

「向上を競うにあたって、彼ら（黒人）に平等な機会を与えましょう。そうした場合でも私たちのほうが彼らより先に進み、抜かれなかったとすれば、そのときに初めて私たちは自分たちの優秀さを誇れるのではないのでしょうか。私たちの後で、鎖に縛られ枷をはめられている人々を負かしたところで、なんの名誉にもなりはしないのです。」⁽³⁴⁾

つまり、逆に言えば、平等な機会を与えてあるかぎり、結果として黒人が負かされたとしても、それは黒人自身の責任なのである。

こうした考え方によれば、自由黒人の苦境は、機会の不平等とそれによる教育訓練の不足によるものであり、他の集団と同じように教育を受ける機会さえ確保されれば問題は解決することになる。ニューイングランド協会のメンバーで熱心なギャリソン派廃止論者のリディア・M・チャイルドは言う。

「黒人に知識を獲得する手段を与えることで、私たちは彼らの幸福を増進し、彼らを社会のよりよきメンバーとすることができるのです。当州において、人口に比して不釣り合いなほど多くの犯罪が黒人によって犯されているということをしばしば耳にしてきましたが、同じことはアイルランド系移民の第一世代についても言えるのではないのでしょうか。しかし、アイルランド人の場合には、犯罪の多さは無知によるものだと誰もが考え、唯一の救済策は彼らの子弟にできるかぎりよい教育を与えることだという点で意見の一致をみているのではないのでしょうか。アイルランド人の場合に教育が有効であるならば、なぜ黒人の場合にもそうではないのでしょうか！」⁽³⁵⁾

こうして、生活態度を、他の移民集団に対するのと同じように、「平等」に矯正することで、黒人も向上意欲をもち、社会に貢献するようになることされた。

このような、白人廃止論者の、自らの文化的価値をア・プリオリに規範的理念とし(「黒人は白人と同じような徳を身につけるべき」)、それへの同化を求める態度は、まさに教育行政当局の移民教育政策と軌を一にするものであった。彼ら廃止論者にとって、「無知で、墮落した不幸な」黒人は、「特別に面倒を見てやるべき対象」であり、「もてるすべての力を使って」、彼らが訓練を受け、社会に出られるようにしてやるのが、自分たちの責務だと考えていたのである。⁽³⁶⁾しかしながら、彼らがまさに奴隷制廃止論者であり、以上のような考え方からとはいえ、自らの教育の改善を求める黒人たちの運動を支援したが故に、彼らの、機会の平等と自由な競争に対するあまりにもナイーブで楽観的な信念は、黒人のなかにも支持者を見いだすことになる。そのうちの一人、ボストンの統合闘争の輝ける指導者であったウィリアム・C・ネルは、自信に満ちて、黒人たちにこう呼びかけた。

「(われわれ)アメリカ黒人は、自分たちの状態を変えるのに、奇跡にすぎる必要はありません。向上するには、自分たちのまわりの人たちを向上された美徳を、自分でも身につけ、実践するようになればいいのです。たとえ(私たちみんなが感じているように) そのことが、とりわけ黒人には、難しいことであったにしても、そうであれば、その分だけ余計に努力を重ねればいいのです。道はさまざまです。頑張って、商売で、職工として、あるいは社会的にも前進していきましょう。やがて成功の頂点が見えてくるでしょう。」⁽³⁷⁾

彼らが見ることになるのは、成功の頂点などではなく、同じ教育を受け、節約・勤勉といった価値を身につけても破ることのできない人種の壁という現実であったのだが。

〈黒人たちの教育要求〉

確かに黒人たち自身も、自分たちの社会的上昇の手段として、教育を非常に重視していた。「私たちは教育しなければならない、私たちには教育が必要だ」というのが北部自由黒人たちの合い言葉であり、早くも1832年の全国黒人大会

では「偏見の影響が薄れ、私たちが尊敬を受けるようになる」とすれば、それは教育の恵みによってに他ならない」と、教育の重要性が高らかに宣言された。⁽³⁸⁾しかし、現実には厳しく、その15年後には同じ全国黒人大会が次のように言わざるを得なかったのである。「これまでのところ、黒人青年の教育は本意にも非常に限定されたものであった。実際、それはいまだ立派で高度な教育には達しているとは言えない。その内容も、基礎的でしかも表面的な知識ばかりである。理解力という点でも、まったくなんの見るべき成果も上げていないし、思考の深さという点でも、まだその訓練の入り口にいるにすぎない。」⁽³⁹⁾

こうした状況のもと、各地で黒人たちは自分たちの子弟の教育を改善する組織的な努力をはじめが、白人廃止論者と近代的な価値理念を共有する黒人コミュニティの指導層は、その過程で、実態的な教育状況の改善という切実な要求を、理念的な権利としての人種統合に置き換えていく。ボストンでも、黒人教育改善運動は、ギャリソン派廃止論者に後押しされた黒人学校廃止＝統合要求闘争という形をとった。というのも、上述のように、ギャリソンら廃止論者にとって問題だったのは、黒人たちが、教育による向上の機会を、一校しかない黒人学校への通学を強制されることで、実質的に阻害されているということにすぎなかったからである。⁽⁴⁰⁾教育の内容に関しては、むしろ黒人たちも、アイルランド系などと同様に社会に適応するための訓練を受けるべきなのであり、彼らの考えでは、そこに黒人固有の問題はなかった。⁽⁴¹⁾実際、黒人教育に求められていたのは、読み書き計算といった基礎的な学力はもちろんであるが、それ以上に、規律であり、道徳であったのである。この点では、廃止論者と教育行政当局との間には何の違もない。⁽⁴²⁾

このような態度は、運動の過程で、黒人民衆の要求を代弁するものとして出てきた黒人学校存続のための運動を担った黒人から激しく批判される。存続派のスポークスマンであったトーマス・P・スミスは、こう主張する。

「黒人の子供たちが、平安な気持ちで、満足し、侮辱や嫌がらせを受けず、偏見…を感じないですむような場所が、いったいどこにあるというのだ？ どこにもない！黒人学校以外にはないのだ！…黒人を劣等視せず、偏見をもっていない、そして自分たちと同じ利害をもち、目的や運命を共有する、そうした人々に囲まれ、そのなかで交流を深め、さらにはそうした教師に教わ

ることができる、黒人学校以外には。…黒人学校は、これまで黒人にとっての誇りの源であったし、これからもそうあるべきなのだ。」⁽⁴³⁾

しかしながら、こうした叫びは、廃止論者的な考えを内面化した黒人指導層には届かず、それどころか、分派行動で、敵を利するものと非難され、理念的にも誤りであると断じられる。⁽⁴⁴⁾公立学校が統合され、黒人が最寄りの学校に行けるようになりさえすれば問題は解決する、あるいは少なくとも解決の手段は与えられる。廃止論者＝統合派黒人はそう考えていたのである。いったん統合された後には、特殊黒人的問題は消滅する。あとは個々人の努力次第である。統合達成祝賀会でのネルの発言は、そうした考え方を如実に現している。彼はこう言う。

「舞台はすべて整いました。…遊びほうけることで貴重なこの時期を無駄にしないでください。…ボストンの公立学校は、富と名声に通じる道なのですから。」⁽⁴⁵⁾

そして当の公立学校は、無条件に、あまりにも楽観的に称賛されるのであった。「われわれは公立学校に期待を託している。そこは素晴らしい学びの場である。知力を戦わせる場であり、平等の精神が教えられるところでもある。公立学校において、われわれの子供たちは、自信に満ちた男らしい態度を身につけているのである。」⁽⁴⁶⁾しかし、実際には、平等の精神は踏みにじられ、いかに知力や男らしい態度を身につけたところで自分たちの状態はいつこうに改善されないことこそが、多くの黒人にとっての問題だったのである。

おわりに

公教育が、産業社会に適応した従順で「有能」な労働力を育成し、安定した社会を維持するために、多くの移民からなる下層労働者階級の子どもたちを包摂しようとしていたときに、奴隷制廃止論者たちは黒人もそこに含まれるべきであると主張したのであった。こうした廃止論者＝統合派黒人の思想は、教育行政側の考えと奇妙に一致し、当局は、統合運動をきっかけに、下層民＝移民／黒人の統制のための義務教育を徹底させる手段として、1855年統合教育法

を制定した。しかしながら、容易に予想されるように、黒人を取り巻く環境は、必ずしも、よくはならなかった。「学校の門戸が大きく開かれ、人種の障壁は取り除かれ、…子どもに教育を与えることができる」ようになって、黒人は相変わらず最下層の仕事に甘んじなければならなかった。「いくら白人に取り入っても、結局貧乏のままだ」という黒人民衆の実感を、廃止論者＝統合派黒人については理論化することができなかつたのである。⁽⁴⁷⁾

55年統合法は、教育による民衆統制政策の一環であった。嫌がる移民には教育を義務づけ、近代的な労働者へと生まれ変わらせる。上昇を望み、近代的な労働倫理を我がものにしようとしている黒人にはそのための機会を提供してやる。そうすることで、「有能」で「安全」な底辺労働力を育成する。そういう、対移民／対黒人という二面性をもった、いわば労働力再生産のための下層民衆統治とでもいうべき意図をもってこの法律は制定された。それ故、アイルランド系移民の第二・第三世代が同化・上昇し、黒人とは社会経済的に別の階層に属するようになった1880年代以降には、人種統合はもはやその意味を失い、実質的な黒人学校が復活することになるのである。⁽⁴⁸⁾それに対して新たに統合強化法が制定されるというようなことは絶えてなかつた。統合法に示された機会の平等という原則は、それによって自助努力を奨励することで、そういった下層労働者の「品質」を管理するための、いわばアメにすぎなかつたのだが、廃止論者＝統合派黒人には、個々人の努力だけを強調し、構造的な差別を隠蔽してしまうような、機会の平等という理念の陥穽を問題化する視角はもとよりなかつた。彼らは、黒人の「近代化」を願っていたのだから。⁽⁴⁹⁾

マサチューセッツ州は、南北戦争後、いくつもの公民権法を制定し、社会生活における機会の平等を一層徹底させていく。⁽⁵⁰⁾しかしながら、そのいずれも、現実的な差別を解消しはしなかつた。⁽⁵¹⁾それにもかかわらず、黒人解放運動はそのことを問題とすることができなかつたのである。こうした文脈に置けば、近代的労働倫理を身につけ、平等な機会を活用して社会的上昇を遂げるためにこの55年統合法を求めた勢力は、それ以後の黒人解放運動の閉塞状況を招いた思想的源流と位置づけられる。彼らは、機会の平等という原則を信奉するあまり、現実の差別を差別として認識することができなくなっていた。「人種差別のない」「天国」のような街ポストンは、多くの黒人にとっては、いくら働いても

なぜか暮らしはよくなり、そのうえ、貧乏なのは怠け者だからだと、仲間だと思っていた他の黒人からも責められる、そんな街でしかなかったのに。(52)

社会改革運動家の白人女性メアリー・W・オヴィングトンは、20世紀初頭、マサチューセッツの一連の公民権法が制定され終わった直後に、そうした、貧しい黒人を軽蔑する黒人指導者の態度を目の当たりにすることになる。

「特に、古くからのボストン黒人は、このこと（黒人用のYMCAを設立しようという動き—引用者注）を苦々しく思っていた。というのも、白人用のYMCAが、黒人の入会を認めていないわけではなかったからだ。…」

ボストン黒人はきわめてアメリカ人的であり、アメリカ市民としての自分たちの歴史に誇りをもっていた。

…（そういった黒人の一人である、法律家）バトラー・ウィルソンは、自分の人種の人権を擁護するためならどんなことでもするつもりでいたが、人種分離には断固として反対だった。『黒人…』という機関がひとつでもできてしまったら、ボストンの名が汚されると信じていた。

こうした立場を徹底すればどういうことになるのかということ、ある午後、思い知らされた。市の南の黒人貧民街を歩いていたときのことである。ウィルソンは、もっと多くの黒人青年が（現存の白人用の）YMCAに入会をもとめるべきだと熱心に語っていた。私は、聞いてはいたが、かつてきけいだった頃の面影もないみすぼらしく薄汚れた家や、そこらへんをぶらぶらと歩き回っている子どもたち、街の真ん中にある賭博場、角の酒場といったものに気を奪われていた。私たちのすぐ近くでもサイコロ賭博が行なわれていた。

『この子どもたちは、白人の慈善団体なんかへは行かないでしょう。クラスやクラブに出席させたいんだったら、彼ら自身のYMCAが必要だわ。自分たちだけで使える体育館やプールが必要なもの。もちろん人種分離についてのあなたの意見は正しいわ。だけど、実際には子供たちはここにいるのよ。この子たちはどうなるというの？』と私が言ったところ、彼はこう答えた。

『こんな奴らはどうにでもなればいいんだ。』(53)

差別的な社会の最底辺で喘いでいる貧窮した黒人たちが、貧乏であることで

自らを恥じ、なおかつ、仲間の黒人からも（しかも黒人解放のためにたたかっているような人々からも）蔑まれなければならないような時代は、これ以後もまだ長く続くことになる。機会の国・成功の夢という「アメリカン・ドリーム」の呪縛は、黒人たちの間でさえも、それほどまでに強かったのである。

[注]

- (1) 正式には、「1845年3月25日に制定された『公教育関連法』の修正法」と題されたこの法律は、その第1条で、「当州における公立学校あるいは地域学校への入学資格を認定するにあたっては、それがどのような学校であっても、志願者あるいは生徒の人種・膚の色あるいは宗教的見解によっていかなる区別をも行なってはならない」と公教育における人種・宗教的差別を明確に禁じている。“An Act in amendment of 'An Act concerning Public Schools,' passed March twenty-fifth, eighteen hundred and forty five,” *Massachusetts Acts and Resolves, 1855* (Boston, 1855), Chap. 256, pp. 674-75. 以下、便宜上、この法律を「統合（教育）法」と呼ぶ。
- (2) Louis Ruchames, “Race and Education in Massachusetts,” *Negro History Bulletin*, 24 (Dec. 1949); Carleton Mabee, “A Negro Boycott to Integrate Boston Schools,” *New England Quarterly*, 41 (Sept. 1968); Donald M. Jacobs, “The Nineteenth Century Struggle Over Segregated Education in the Boston Schools,” *Journal of Negro Education*, 39 (Winter 1970).
- (3) 1855年のボストン市の総人口161,492人のうち、外国人(Foreigners=移民の第一世代)が85,507人で、53%を占めていた(後出の表1参照)。Josiah Curtis, M.D., *Report of the Joint Special Committee on the Census of Boston, May, 1855, including the Report of the Censors, with Analytical and Sanitary Observations* (Boston, 1855), pp. 9-10.
- (4) Michael B. Katz, “The Origins of Public Education: A Reassessment,” *History of Education Quarterly*, 16 (Winter 1976): 邦訳、カッツ著、藤田・他訳『階級・官僚制と学校—アメリカ教育社会史入門—』(有信堂, 1989年), 18頁。
- (5) Massachusetts Board of Education, *Fifth Annual Report of the Secretary of the Board* (Boston, 1842), in Mary Mann, ed., *Life and Works of Horace Mann* (Boston, 1891), vol. 3, pp. 92-128.
- (6) カッツ, 前掲書, 22頁。
- (7) Massachusetts Board of Education, *Twelfth Annual Report of the Secretary of the Board* (Boston, 1849), in Mary Mann, ed., *Life and Works*, vol. 4, pp. 251-52.

- (8) マン家は、早くからケンブリッジに入植した旧家ではあったが、マンの少年期には貧窮し、マンは満足に学校にも通えなかった。それにもかかわらず、彼は、ほとんど独学で大学に進学し、後の弁護士・政治家としての人生の基礎を自力で築いたのである。Dumas Malone, ed., *Dictionary of American Biography*, XII (New York, 1933), pp. 240-41.
- (9) Curtis, *Report of the Joint Special Committee*, p. 7 (後出の表1参照)。
- (10) Oscar Handlin, *Boston's Immigrants, 1790-1880: A Study in Acculturation* (revised and enlarged ed., Cambridge, Mass., 1979), pp. 135-36.
- (11) Benedict Fenwick to Congregation for the Propagation of the Faith, February 26, 1845 (University of Notre Dame Archives), quoted in James W. Sanders, "Boston Catholics and the School Question, 1825-1907," in James W. Fraser, et al., eds., *From Common School to Magnet School: Selected Essays in the History of Boston's Schools* (Boston, 1979), p. 52.
- (12) "Immigration," *The Massachusetts Teacher*, 4 (1851), pp. 289-91.
- (13) Theophilus Parsons, et al., *Reports of the Annual Visiting Committees of the Public Schools of the City of Boston, 1845* (Boston, 1845 [City Document No. 26]), pp. 10-11.
- (14) "Immigration." こうした考え方は、この時代の移民教育観の典型として、いたるところに見られる。たとえば、マンが創刊し、長く編集長を務めた『公教育雑誌』にも同様の主張が、特に1850年代に入ってから、繰り返し現われる。"The Duty of the Government in regard to General Education," *The Common School Journal*, 12 (1850), p. 50; "Immigration and Education," *ibid.*, 14 (1852), pp. 266-68.
- (15) "An Act concerning the Attendance of Children at School," *Massachusetts Acts and Resolves, 1852* (Boston, 1852), Chap. 240, pp. 170-71.
- (16) Alexander James Field, "Economic and Demographic Determinants of Educational Commitment: Massachusetts, 1855," *Journal of Economic History*, 39 (June 1979), pp. 445-46.
- (17) Stephan Thernstrom, *Progress and Poverty: Social Mobility in a Nineteenth Century City* (Cambridge, Mass., 1964), pp. 156-57.
- (18) *The Boston Pilot*, June 22, 1839.
- (19) Handlin, *Boston's Immigrants*, pp. 135-36; Virginia C. Purdy, "Portrait of a Know-Nothing Legislature: Massachusetts General Court of 1855" (Ph. D. diss., George Washington University, 1970), p. 43. 後出の表1・表2からも、50年代前半における移民子弟の急増と、52年義務教育法制定以後も続く就学率の低迷が読み取れる。

- (20) しかも、当時アイルランド系移民がひとつの race とみなされていたことを考えあわせれば、条文中の race は、アイルランド系をも指すと考えられる。Elizabeth H. Pleck, *Black Migration and Poverty: Boston, 1865-1900* (New York, 1979), p. 21.
- (21) 人種別学校の廃止をもとめる運動の具体的な展開については、拙稿「アンテ・ベラム期ボストンにおける公教育統合運動—1855年統合教育法と黒人解放のあり方—」『アメリカ史研究』13号（1990年）参照。
- (22) John R. Mulkern, *The Know-Nothing Party in Massachusetts: The Rise and Fall of A People's Movement* (Boston, 1990), p. 94. 55年ノー・ナッシング議会全般に関しては、前出 Purdy, "Portrait of a Know-Nothing Legislature" および Mulkern, *The Know-Nothing Party in Massachusetts*, pp. 87-113 を参照。
- (23) 実際、法案と同時に州下院に提出された報告書は、それまでの統合運動のなかで積み重ねられてきた議論をつぎはぎしてまとめたものにすぎず、とりたてて新味はない。Massachusetts House of Representatives, *House Report*, No. 167 (March 17, 1855).
- (24) この時期のマサチューセッツにおける産業化と教育との関連については、以下のものを参照。Alexander J. Field, "Educational Expansion in Mid-Nineteenth-Century Massachusetts: Human-Capital Formation or Structural Reinforcement?," *Harvard Educational Review*, 46 (Nov. 1976).
- (25) *The Boston Daily Advertiser*, August 25, 1871.
- (26) アイルランド系移民が、底辺労働で黒人と競合していたことは、多くの文献で指摘されている。Handlin, *Boston's Immigrants*, pp. 132-33; Purdy, "Portrait," p. 44; Pleck, *Black Migration and Poverty*, pp. 21-22.
- (27) *The Boston Pilot*, October 6, 1855.
- (28) Edmund Jackson and H.I. Bowditch, *Report of the Minority of the Committee of the Primary School Board, on the Caste Schools of the City of Boston* (Boston, 1846), p. 25.
- (29) このことは、統合法の積極的な意味を否定するものではない。制定の意図はどうであれ、1855年段階で人種差別を明確に禁止した統合法は、やはり画期的であり、実質的な差別解消のための基礎となり得たはずのものであった。
- (30) こうした奴隷制廃止論者理解の最近のサーベイとして、このような研究動向に批判的ではあるが、以下のものを参照。James L. Huston, "The Experiential Basis of the Northern Antislavery Impulse," *Journal of Southern History*, 56 (Nov. 1990).
- (31) American Anti-Slavery Society, "The Declaration of Sentiments,"

- in the *Liberator*, December 14, 1833; Lydia M. Child, *An Appeal in Favor of that Class of Americans called Africans* (New York, 1836; reprint, New York, 1968), p. 132.
- (32) Samuel J. May, *Some Recollections of Our Antislavery Conflict* (Boston, 1869; reprint, New York, 1968), p. 29.
- (33) American Anti-Slavery Society, "The Declaration of Sentiments."
- (34) Samuel J. May to Andrew D. White, March 11, 1864, quoted in James M. Smith, "The 'Separate but Equal' Doctrine: An Abolitionist Discusses Racial Segregation and Educational Policy During the Civil War," *Journal of Negro History*, 55 (July 1970), p. 143.
- (35) Child, *An Appeal*, p. 132.
- (36) Charles Sumner, "Equality before the Law," [1849] in *Charles Sumner: His Complete Works* (Boston, 1900), vol. 3, p. 100.
- (37) *Proceedings of the State Council of Colored People of Massachusetts, Convention, January 2, 1854*, in the *Liberator*, February 24, 1854.
- (38) *Minutes and Proceedings of the Second Annual Convention, for the Improvement of the Free People of Color in these United States* (Philadelphia, 1832), p. 34, in Howard H. Bell, ed., *Minutes of the Proceedings of the National Negro Conventions, 1830-1864* (New York, 1969).
- (39) *Proceedings of the National Convention of Colored People and Their Friends, held in Troy, N.Y., on the 6th, 7th, 8th, and 9th, October, 1847* (Troy, N.Y., 1847), p. 34.
- (40) Jackson and Bowditch, *Report of the Minority*, pp. 8-9.
- (41) William H. Pease and Jane H. Pease, "Antislavery Ambivalence: Immediatism, Expediency, Race," *American Quarterly*, 17 (Winter 1965).
- (42) Parsons, et al., *Reports of the Annual Visiting Committees*, p. 23.
- (43) Thomas Paul Smith, *An Address delivered Before the Colored Citizens of Boston in Opposition to the Abolition of Colored Schools, on Monday Evening, Dec. 24, 1849* (Boston, 1850), p. 5. こうした、黒人教育には黒人教師が必要なのだという考えは、戦後の解放民教育においても、その事業に携わった黒人教師たちによって主張されていた。Ronald E. Butchart, "'We Best Can Instruct Our Own People': New York African Americans in the Freedmen's Schools, 1861-1875," *Afro-Americans in New York Life and History*, 12 (Jan. 1988).
- (44) 前掲拙稿, 40~43頁。
- (45) *Triumph of Equal School Rights in Boston: Proceedings of the*

- Presentation Meeting Held in Boston, December 17, 1855* (Boston, 1856), p. 10.
- (46) *Proceedings of the New England Colored Citizens Convention, August 1, 1859*, in the *Liberator*, August 19, 1859.
- (47) *Ibid.*
- (48) Senate Committee on Education and Labor, *Report upon the Relations Between Labor and Capital and Testimony Taken by the Committee* (Washington, D. C., 1885), p. 463; Byron Rushing, "Black Schools in White Boston, 1800-1860", in Fraser, et al., eds., *From Common School to Magnet School*, pp. 15-27.
- (49) James B. Stewart, *Holly Warriors: The Abolitionists and American Slavery* (New York, 1976), pp. 53-54, 125-26. 機会の平等のみを正当とし、結果の平等の実現を阻害する、近代的な「貢献」主義を乗り越えようとする、現代における思想的な試みとしては、とりあえず、以下の示唆に富んだ論考を参照。大庭健「平等の正当化」現代哲学の冒険③『差別』(岩波書店, 1990年)。
- (50) 1865年から1895年の間に5つの州公民権法が制定された。それぞれの名称は以下の通り: "An Act Forbidding Unjust Discrimination on Account of Color or Race," *Massachusetts Acts and Resolves, 1865* (Boston, 1865), Chap. 277, p. 650; "An Act in Relation to Public Places of Amusement," *Ibid.*, 1866, Chap. 252, p. 242; "An Act to Punish Persons Making Discrimination in Public Places on Account of Race or Color," *Ibid.*, 1885, Chap. 316, p. 774; "An Act Relative to Discrimination in Public Places on Account of Race or Color," *Ibid.*, 1893, Chap. 436, p. 1320; "An Act Relative to Discrimination in Public Places on Account of Race or Color," *Ibid.*, 1895, Chap. 461, p. 519.
- (51) Pleck, *Black Migration and Poverty*, p. 40 TABLE II-4.
- (52) "Boston as the Paradise of the Negro," *The Colored American Magazine*, 7 (May 1904).
- (53) Mary White Ovington, *The Walls Came Tumbling Down* (New York, 1947; reprint, New York, 1969), pp. 22-24.

《表1：ポストンにおける移民人口と学齢児童数，1850・1855年》

	1850年	1855年
総人口	138,788	161,429
外国人人口 (%)	63,466 (45.7)	85,507 (53.0)
アイルランド系	52,923 (38.1)	68,611 (42.5)
学齢児童数		
アメリカ人	12,143	11,800(- 2.8%)
移民 (1・2世)	12,132	16,964(+39.8%)

[出所] Curtis, *Report...*, pp. 7-8 より作成.

《表2：マサチューセッツ州公立学校就学率，1850～55年》

	学齢児童数	公立学校 就学児童数	公立学校 就学率
1850年	193,232	121,217	62.7%
51	195,436	123,167	63.0
52	202,840	124,500	61.4
53	204,705	128,161	62.6
54	206,625	128,901	62.4
55	218,932	132,076	60.3

[出所] Maris A. Vinovskis, "Trends in Massachusetts Education, 1826-1860," *History of Education Quarterly*, 12 (Winter 1972), pp. 512-13 TABLE 3 より作成.